

四半期報告書

(第158期第1四半期)

三井松島産業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第158期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 三井松島産業株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 串間 新一郎

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部担当 野元 敏博

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部担当 野元 敏博

【縦覧に供する場所】 三井松島産業株式会社東京支社
(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第157期 第1四半期 連結累計期間	第158期 第1四半期 連結累計期間	第157期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	22,111	20,371	84,009
経常利益 (百万円)	926	142	4,108
四半期(当期)純利益 (百万円)	574	97	1,699
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,913	2,148	4,829
純資産額 (百万円)	28,212	32,585	31,129
総資産額 (百万円)	48,461	57,858	56,280
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	4.14	0.71	12.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.2	56.3	55.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事項等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、施設運営受託事業の売上高計上があったものの、燃料事業において新興国の経済成長鈍化に伴う石炭需給の緩和による石炭価格の下落及び販売数量の減少などにより、売上高は203億71百万円と前年同期比17億40百万円（7.9%）の減収となり、11百万円の営業損失（前年同期は7億86百万円の営業利益）となりました。経常利益は1億42百万円と前年同期比7億83百万円（84.6%）の減益となり、当四半期純利益は税金費用53百万円を差し引いた結果、97百万円と前年同期比4億76百万円（83.0%）の減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引消去前の金額によっております。

①燃料（石炭販売）事業

売上高は、石炭価格の下落に加え鉄鋼用石炭の販売数量が減少したことから166億38百万円と前年同期比28億87百万円（14.8%）の減収となり、13百万円の営業損失（前年同期は28百万円の営業利益）となりました。

②燃料（石炭生産）事業

売上高は、前年同期と比べ石炭代金決済レート（US\$/A\$）の豪ドル安及び決算為替レート（円/A\$）の円安による増収要因があったものの、石炭価格の下落及び販売数量の減少により31億70百万円と前年同期比7億31百万円（18.7%）の減収となり、営業利益は1億41百万円と前年同期比8億13百万円（85.2%）の減益となりました。

③施設運営受託事業

売上高は13億88百万円となり、第1四半期（4月～6月）は閑散期にあたり稼働率が低調に推移したことなどから83百万円の営業損失となりました。なお、本事業は前第2四半期連結会計期間において連結の範囲に含めているため、前第1四半期連結累計期間との比較情報の記載は行っておりません。

④建機材事業

売上高は、6億46百万円と前年同期比1億50百万円（30.4%）の増収となりましたが、48百万円の営業損失（前年同期は72百万円の営業損失）となりました。

⑤不動産事業

売上高は、1億44百万円と前年同期比4百万円（2.8%）の減収となり、7百万円の営業損失（前年同期は12百万円の営業利益）となりました。

⑥リサイクル・合金鉄事業

売上高は、前期に合金鉄製造事業を休止したことに伴い、51百万円と前年同期比89百万円（63.6%）の減収となり、営業利益は2百万円（前年同期は1億7百万円の営業損失）となりました。

⑦その他（海外派遣研修事業、スーパーマーケット事業、港湾事業及び太陽光発電事業等）

売上高は、5億37百万円と前年同期比28百万円（5.0%）の減収となり、5百万円の営業損失（前年同期は28百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

①資産

資産合計は578億58百万円となり、前連結会計年度末に比べ15億77百万円（2.8%）の増加となりました。主な要因は、現金及び預金の増加などによる流動資産の増加5億5百万円（2.5%）、並びに有形固定資産の増加などによる固定資産の増加10億73百万円（3.0%）によるものであります。

②負債

負債合計は252億72百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億21百万円（0.5%）の増加となりました。主な要因は、買掛金の減少などによる流動負債の減少2億30百万円（1.8%）があったものの、資産除去債務の増加などによる固定負債の増加3億51百万円（2.8%）によるものであります。

③純資産

純資産合計は325億85百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億56百万円（4.7%）の増加となりました。主な要因は、配当金の支払い6億93百万円があったものの、為替換算調整勘定の増加などによるその他の包括利益累計額の増加20億49百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、日々の事業活動を通じて企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより社会の発展に貢献することを目指しております。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、株主価値を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値、株主価値が毀損されるおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等もあります。

当社はこうした事情に鑑み、当社株式に対する買付けが行われる際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付け者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に反する買付け行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、大正2年(1913年)に長崎県松島において国内炭生産会社として創業以来、100年に亘り石炭を事業の中心として歩んでまいりました。今後も石炭需要の拡大が見込めることから、当社グループの海外事業統括会社である三井松島インターナショナル社を核として燃料事業の拡充を図り、引き続き石炭の安定供給に努めてまいります。

また、燃料事業の拡充とあわせて、民間企業・地方自治体等が所有する宿泊施設・保養所・研修所などの運営受託を行う施設運営受託事業や、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電事業など、収益源の安定化・多様化を図るために新規事業の育成・拡大を積極的に進めてまいります。

このような当社の事業戦略は、財務体質の強化を図りつつ、企業業績の拡大を目標とするものであり、企業価値の向上ひいては株主価値の向上に大きく貢献するものと確信しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会ならびに平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールへの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相応な措置をとることができるものとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより「株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/investor/report.php>)

④ 上記③の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取り組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取り組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取り組みであると考えております。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、燃料（石炭販売）事業の販売実績が著しく減少しております。

これは、当社の取り扱う海外石炭の輸入販売において、石炭価格の下落に加え鉄鋼用石炭の販売数量が減少したことによるものであり、当第1四半期連結累計期間における燃料（石炭販売）事業の販売実績は166億38百万円と前年同期比28億87百万円（14.8%）の減少となっております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	138,677,572	138,677,572	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は 1,000株であります。
計	138,677,572	138,677,572	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	138,677	—	8,571	—	6,219

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 27,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 138,531,000	138,531	—
単元未満株式	普通株式 119,572	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	138,677,572	—	—
総株主の議決権	—	138,531	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式782株が含まれております。
3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井松島産業株式会社	福岡市中央区大手門 一丁目1番12号	27,000	—	27,000	0.02
計	—	27,000	—	27,000	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,212	13,391
受取手形及び売掛金	5,516	4,581
商品及び製品	581	893
仕掛品	221	163
原材料及び貯蔵品	315	337
その他	1,462	1,448
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	20,311	20,816
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	10,315	11,049
土地	13,018	13,062
その他（純額）	4,529	4,372
有形固定資産合計	27,864	28,485
無形固定資産		
のれん	2,312	2,357
その他	2,962	3,217
無形固定資産合計	5,274	5,575
投資その他の資産		
投資有価証券	2,632	2,754
その他	422	450
貸倒引当金	△225	△224
投資その他の資産合計	2,830	2,980
固定資産合計	35,968	37,041
繰延資産	0	0
資産合計	56,280	57,858
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,126	1,881
短期借入金	4,709	7,096
未払法人税等	675	463
賞与引当金	125	191
その他	3,109	2,883
流動負債合計	12,746	12,516
固定負債		
社債	232	212
長期借入金	6,773	6,821
退職給付引当金	272	277
資産除去債務	2,015	2,229
その他	3,110	3,216
固定負債合計	12,404	12,756
負債合計	25,151	25,272

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,571	8,571
資本剰余金	6,219	6,219
利益剰余金	14,657	14,062
自己株式	△4	△4
株主資本合計	29,444	28,849
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	519	469
繰延ヘッジ損益	114	159
土地再評価差額金	6	6
為替換算調整勘定	1,043	3,098
その他の包括利益累計額合計	1,683	3,733
少数株主持分	0	2
純資産合計	31,129	32,585
負債純資産合計	56,280	57,858

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	22,111	20,371
売上原価	20,628	19,514
売上総利益	1,482	857
販売費及び一般管理費		
人件費	335	429
福利厚生費	56	68
減価償却費	30	33
業務委託費	30	20
その他	244	316
販売費及び一般管理費合計	696	868
営業利益又は営業損失(△)	786	△11
営業外収益		
受取利息	93	56
受取配当金	16	15
持分法による投資利益	—	54
為替差益	42	3
その他	21	75
営業外収益合計	175	206
営業外費用		
支払利息	26	35
その他	8	17
営業外費用合計	35	52
経常利益	926	142
特別利益		
投資有価証券売却益	10	—
補助金収入	—	134
特別利益合計	10	134
特別損失		
固定資産圧縮損	—	124
特別退職金	24	—
特別損失合計	24	124
税金等調整前四半期純利益	912	152
法人税、住民税及び事業税	266	97
法人税等調整額	72	△43
法人税等合計	338	53
少数株主損益調整前四半期純利益	574	98
少数株主利益	—	0
四半期純利益	574	97

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	574	98
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△136	△49
繰延ヘッジ損益	23	45
土地再評価差額金	△0	△0
為替換算調整勘定	1,453	2,054
その他の包括利益合計	1,339	2,049
四半期包括利益	1,913	2,148
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,913	2,147
少数株主に係る四半期包括利益	—	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、合同会社津屋崎太陽光発電所No. 2 (平成25年4月1日設立) を連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	353百万円	457百万円
のれんの償却額	19 "	48 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	554	4	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	693	5	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	燃料 (石炭 販売)	燃料 (石炭 生産)	建機材	不動産	リサイ クル・ 合金鉄 (注5)	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	19,525	1,264	478	142	140	21,551	560	22,111	—	22,111
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	2,636	17	6	—	2,659	5	2,665	△2,665	—
計	19,525	3,901	495	148	140	24,211	565	24,777	△2,665	22,111
セグメント利益 又は損失(△)	28	954	△72	12	△107	815	△28	787	△1	786

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外派遣研修事業、スーパーマーケット事業及び港湾事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。当該変更による、当第1四半期連結累計期間の「不動産事業」及び「その他」のセグメント利益又は損失(△)に与える影響は、軽微であります。

5. 重要な後発事象に記載のとおり、連結子会社である池島アーバンマイン㈱(リサイクル・合金鉄事業セグメント)は、平成24年7月12日付をもって合金鉄製造事業を休止しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「建機材事業」セグメントにおいて19百万円ののれんが発生しており、金額が僅少であることから一括償却しております。これは、当社において永田エンジニアリング㈱の全株式を取得し子会社化(平成24年5月15日付)したことによるものであります。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	燃料 (石炭 販売)	燃料 (石炭 生産)	施設運 営受託 (注4)	建機材	不動産	リサイ クル・ 合金鉄	計				
売上高											
外部顧客への 売上高	16,638	978	1,388	645	134	51	19,836	535	20,371	—	20,371
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	2,191	—	1	9	—	2,203	1	2,204	△2,204	—
計	16,638	3,170	1,388	646	144	51	22,039	537	22,576	△2,204	20,371
セグメント利益 又は損失(△)	△13	141	△83	△48	△7	2	△7	△5	△13	2	△11

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外派遣研修事業、スーパーマーケット事業、港湾事業及び太陽光発電事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額2百万円は、セグメント間取引消去であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。
4. 前第2四半期連結会計期間において(株)エムアンドエムサービスを子会社化し連結の範囲に含めており、「施設運営受託事業」として新たに報告セグメントとして追加記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	4 円14 銭	0 円71 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	574	97
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	574	97
普通株式の期中平均株式数(千株)	138,649	138,649

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 693 百万円
- ② 1株当たりの金額 5 円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年6月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月 6 日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本野正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐祐二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井松島産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【会社名】 三井松島産業株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 申 間 新 一 郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【縦覧に供する場所】 三井松島産業株式会社東京支社
(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 串間新一郎 は、当社の第158期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。